

「事業用自動車等連絡書について」

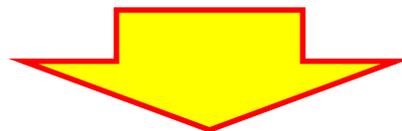
近畿運輸局 自動車交通部

事業用自動車等連絡書の発行の際の添付書類（現在）

	増車	減車・営配	代替	使用者名・住所変更 使用の本拠変更
添付書類	<p>車検証 (本通・写し)</p> <p>予備検査証 (本通・写し)</p> <p>完成検査終了証 (写)</p>	<p>車検証 (本通・写し)</p> <p>車検証 (本通・写し)</p>	<p>車検証 (本通・写し)</p> <p>予備検査証 (本通・写し)</p> <p>完成検査終了証 (写)</p>	<p>車検証 (本通・写し)</p>

電子車検証の券面記載事項（抜粋）

- 自動車登録番号／車両番号、車体番号
- 車名・型式・自動車の種別
- 自家用・事業用の別用途
- 車体の形状総排気量又は定格出力
- 乗車定員／最大積載量
- 長さ／幅／高さ
- 初度登録年月／初度検査年月
- 使用者の氏名または名称



使用者住所、使用の本拠等が券面に記載されない（ICタグに内蔵される）ため、車検証の本通・写しだけでは事業用自動車等連絡書の記載内容が確認できなくなります

車検証の電子化後について（依頼）

事業用自動車等連絡書の発行手続きの際は
車検証の本通・写しの添付の代わりに

**車検証のデータを閲覧アプリで出力・
印刷したものを提示願います**

※注意

- ・提示がない場合は事業用自動車等連絡書の発行
はできませんのでご注意ください。

※参考

車検証電子化ウェブサイト



<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>